

奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、県発注工事の適正な施工を確保するため、入札参加資格者の指名停止について必要な措置を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等をいう。

(2) 入札参加資格者

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第3条、第12条及び第31条に規定する競争入札に参加する者に必要な資格のうち建設工事等に関する資格を有する者をいう。

(3) 県発注工事

奈良県（奈良県水道局、奈良県警察本部、奈良県教育委員会、奈良県住宅供給公社、奈良県土地開発公社及び奈良県道路公社等を含む。）が発注する建設工事等（県が直接経費を負担する建設工事等を含む。）をいう。

(4) 一般建設工事

県発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。

(5) 公共建設工事

国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。

(6) 公共機関

国の機関、地方公共団体、公社公団、その他刑法（明治40年法律第45号）第197条乃至197条の5に規定する収賄の罪が成立する者を有するすべての機関をいう。

(7) 役員等

法人の役員、支配人、支店若しくは営業所（常時、建設工事等の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者、又は個人の事業主若しくはその支配人をいう。

(8) 使用人

(7)に掲げる者以外の者（職員）をいう。

(9) 入札参加資格者等

入札参加資格者、法人である場合はその役員等又はその使用人をいう。

(10) 指名停止

入札参加資格者が、別表第1、別表第2及び別表第3（以下「別表」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合に、当該各号に定める期間、県発注工事の入札に参加させない措置をいう。

(11) 奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会

奈良県土木部建設工事請負業者選定要領により設置した審査会をいう。

(12) 建設工事等指名停止審査会

建設工事等指名停止審査会要領により設置した審査会をいう。

(13) 奈良県土木部公正入札調査委員会

奈良県土木部公正入札調査委員会設置要領により設置した委員会をいう。

(指名停止)

第3条 土木部長は、入札参加資格者が別表の各号に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）の一に該当するときは、当該各号に定める期間の指名停止を行うものとする。

2 契約担当者（知事、公営企業管理者及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。）は、建設工事等の契約のため入札を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者をこれに参加させてはならない。

なお、前項の規定により指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 指名停止の期間は、通算して36月を超えることができない（ただし、別表第3 暴力団排除関係、別表第2の8（県発注工事に関する債務の滞納）、第2の11（経営不振）は除く）。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 土木部長は、前条第1項の規定により元請負人に対して指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人と同じ期間の指名停止を行うものとする。

2 土木部長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止を受ける者の元請負人が入札参加資格者であるとき、当該元請負人に対して、当該指名停止を受ける下請負人と同じ期間の指名停止を併せ行うことができるものとする。

3 土木部長は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）が措置要件の一に該当するときは、当該JVの構成員について指名停止を行うものとする。（ただし、当該JV構成員であっても明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）

(指名停止の期間の特例等)

第5条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、当該措置要件で定める期間の2倍の期間とすることができる。

(1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず（事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。）、当該事案について、別表第2の2、3（独占禁止法違反）又は4（談合等）の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第2の2、3（独占禁止法違反）又は4（談合等）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反に係る確定判決、排除措置命令、課徴金納付命令、審決、又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

(3) 別表第2の2、3（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）

3 土木部長は、入札参加資格者が措置要件の一に該当することが判明した場合において、指名停止を決定する前に、さらに措置要件の一に該当することが判明したときは、併せて指名停止を行うものとする。この場合における指名停止の期間は、該当する各指名停止期間を合算したものとする。

4 (1) 土木部長は、入札参加資格者が別表第2の2、3（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当した場合であっても、課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表されたときの指名停止の期間については、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間に8分の1を乗じた期間とすることができる。

(2) 奈良県土木部公正入札調査委員会の立ち上げ前に、県に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合の指名停止の期間についても、別表により定めた指名停止の期間に8分の1を乗じた期間とすることができる。

(3) 奈良県土木部公正入札調査委員会の立ち上げ後に、県に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合の指名停止の期間については、別表により定めた指名停止の期間に4分の1を乗じた期間とすることができる。

5 土木部長は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表及び第1項から第4項までの規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じた期間を指名

停止の期間とすることができる。

- 6 土木部長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表により定めた指名停止の期間を2倍にした期間を指名停止の期間とすることができる。
- 7 1月に満たない期間については、1月を30日として計算する。1日に満たない端数を生じる場合、この端数を切り捨てるものとする。
- 8 土木部長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるとき（逮捕されたものが嫌疑がないとして不起訴になった場合その他をいう。）は、指名停止を解除するものとする。

（指名停止等の決定）

第6条 土木部長は、第3条第1項若しくは第4条に規定する指名停止、前条第1項から第7項の規定する指名停止の期間の特例措置の適用、前条第9項に規定する指名停止の解除（以下「指名停止等」という。）をしようとするときは、奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会（以下「指名審査会」という。）に諮るものとする。

- 2 土木部長は、前項の規定に基づき指名審査会が議決した事案について、指名停止等を決定するものとする。
- 3 指名審査会に諮ることのできない緊急の事由があるときは、持ち回りによる決議をもって指名審査会の決議に代えることができる。
- 4 土木部長は、指名審査会においてこの要領の措置要件の適用に疑義が生じた事案については、指名審査会の議決により建設工事等指名停止審査会（以下「指名停止審査会」という。）の会議に諮るものとする。
- 5 土木部長は、前項の規定により指名停止審査会に諮るときは、速やかに会議開催を要請するものとする。
- 6 指名停止審査会は、前項の規定による要請があれば、直ちに会議を開催し、指名停止等を審議し議決するものとする。

なお、指名停止審査会は、議決内容について土木部長に通知するものとする。

- 7 土木部長は、指名停止審査会から議決内容の通知があったときは、指名審査会を開催し、指名停止審査会の議決を参考に審議し、指名停止等を決定するものとする。

なお、土木部長は、指名停止等を行った場合は、当該指名停止等について指名停止審査会に報告するものとする。

（指名停止の承継）

第7条 指名停止中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置を引継ぐものとする。

- 2 土木部長は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承

継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して指名停止措置を行うものとする。

(指名停止等の期間の始期)

第8条 指名停止等の期間の始期（以下「始期」という。）は、指名停止等の決定があった日とする。

2 前項の規定に関らず、指名停止期間中に、再度、指名停止措置要件に該当した場合、再度の指名停止措置の始期は当初の指名停止期間終了の翌日から起算する。

(指名停止等の通知)

第9条 土木部長は、指名停止等を決定したときは、当該入札参加資格者及び関係各課に対しその旨を通知するものとする。

2 土木部長は、前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等真にやむをえないときで、指名審査会で決定したときはこの限りではない。

(下請の制限)

第11条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者が県発注工事を下請することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第12条 土木部長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告及び注意の喚起を行うことができる。

(指名停止情報の公表)

第13条 土木部長は、別表第2の11（経営不振）以外の指名停止措置に関する情報を公表するものとする。

(指名停止情報の公表範囲、公表時期、公表方法及び公表場所については、以下のとおりとする。また、閲覧方法の詳細については、『指名停止措置に関する情報閲覧要領』による。

公表範囲：平成14年4月1日以降指名停止の決定を行ったもの

公表時期：指名停止後すみやかに公表

指名停止日の翌年度末まで公表。ただし指名停止期間中であるものはこの限りでない。

公表方法：閲覧

閲覧場所：土木部公共工事契約課、各土木事務所及び奈良県ホームページ)

(運用項目)

第14条 この要領の運用に関して必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年12月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>1 建設工事等の施工にあたり、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。ただし、(2)にあつては会計検査院からの指摘を受けた場合に限る。</p> <p>(1) 県発注工事</p> <p>(2) 県発注工事以外の県内の公共建設工事</p>	<p>6月</p> <p>3月</p>
<p>(契約違反行為等)</p> <p>2 県発注工事の施工にあたり、1に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次の各号に該当し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 契約の解除があつたとき</p> <p>(2) 2カ月以上の履行遅滞があつたとき</p> <p>(3) 1カ月以上2カ月未満の履行遅滞があつたとき</p> <p>(4) 1カ月未満の履行遅滞があつたとき</p> <p>(5) 建設工事等の施工管理が不良で、改善の指摘に応じないとき</p> <p>ア 公害防止又は危険防止対策が不良のとき</p> <p>イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良であるとき</p> <p>ウ 監督員、検査員、その他県の職員の指示に正当な理由なく従わないとき</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>3月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
<p>(県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 県発注工事の施工(単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含める。)にあたり公衆(建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。)に死亡者若しくは負傷者(治療(専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。)1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。)を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与え、安全管理の措置が不適切であつたと認められるとき。ただし、次の場合を除く(4項、5項及び6項において同じ)。</p> <p>イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものである</p>	

<p>と認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）</p> <p>ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）</p> <p>なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき</p> <p>(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき</p> <p>（一般建設工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>4 一般建設工事の施工にあたり、公衆に死亡者若しくは重傷者（治療4週間を超える期間の傷害を負った者をいう。）を生じさせ、又は多大な損害を生じさせ、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。ただし、原則として次のいずれかの場合に限る。</p> <p>イ 当該工事の入札参加資格者等が逮捕、書類送検又は起訴された場合</p> <p>ロ 発注者の措置及び公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白である場合</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき</p> <p>ア 県内における一般建設工事の場合</p> <p>イ 近畿府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県をいう。以下同じ）の区域内における一般建設工事の場合</p> <p>(2) 県内における一般建設工事において重傷者を生じさせた</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>2月</p>
--	---

<p>とき</p> <p>(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。</p> <p>ア 県内における一般建設工事の場合</p> <p>イ 近畿府県の区域内における一般建設工事の場合</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>5 県発注工事の施工にあたり、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせ安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき</p> <p>(2) 重傷者を生じさせたとき</p> <p>6 一般建設工事の施工にあたり、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせ安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>(1) 県内又は近畿府県における一般建設工事において死亡者を生じさせたとき</p> <p>(2) 県内における一般建設工事において重傷者を生じさせたとき</p>	<p>3月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>1月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
--	---

別表第2 不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。ただし、次に掲げる区分による。</p> <p>(1) 県の職員に対する贈賄 2 4 月</p> <p>(2) 県内の公務員に対する贈賄 ((1)を除く)</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等 2 4 月</p> <p>イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等 1 8 月</p> <p>(3) 県外の公務員に対する贈賄</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等 2 4 月</p> <p>イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等 1 2 月</p>	
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令、又は審決がなされ、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等 1 8 月</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等 ((1)を除く) 9 月</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等 6 月</p>	
<p>3 入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、逮捕若しくは書類送検され、又は、公正取引委員会の告発を受け、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等 2 4 月</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等 ((1)を除く) 1 2 月</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等 6 月</p>	
<p>(談合等)</p> <p>4 入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関して、刑法第96条の3(競売入札妨害罪又は談合罪)の被疑事実により逮捕、書類送検、起訴され、又は県が当該事実を確認し、建設</p>	

<p>工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等 ((1)を除く)</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等</p>	<p>24月</p> <p>9月</p> <p>6月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 入札参加資格者等が建設業法の規定に違反し、又は、違反行為の幫助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕、書類送検、起訴されたとき</p> <p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>イ 県外に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>(2) 建設業法に違反し、同法等による営業停止処分を受けたとき</p> <p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>イ 県外に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>(3) 建設業法に違反し、同法等による指示処分を受けたとき</p> <p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>イ 県外に本店を置く入札参加資格者等</p>	<p>6月(幫助は3ヶ月)</p> <p>4月(幫助は2ヶ月)</p> <p>4月(幫助は2ヶ月)</p> <p>3月(幫助は1ヶ月)</p> <p>3月(幫助は1ヶ月)</p> <p>2月(幫助は1ヶ月)</p>
<p>(虚偽記載)</p> <p>6 競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書、又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、若しくは、これを幫助したとして、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6月(幫助は3ヶ月)</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 1から6に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、次の各号に該当し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 県内の建設工事等</p> <p>イ 県外の建設工事等</p> <p>(2) 使用人が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を</p>	<p>12月</p> <p>9月</p>

<p>行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 県内の建設工事等</p> <p>イ 県外の建設工事等</p> <p>(3) 入札参加資格者等が業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令（業務関連法令＝測量法・建築基準法等／労働者使用関連法令＝労働基準法・労働安全衛生法等／環境保全関連法令＝廃棄物処理及び清掃に関する法律・騒音規制法・振動規制法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等）に重大な違反（当該法令違反により逮捕、書類送検起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。</p> <p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>イ 県外に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>(5) 入札参加資格者等が、入札に際し、入札心得に違反したとき。</p> <p>(6) 入札参加資格者が低入札価格調査、施工体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む）。</p> <p>(7) 入札参加資格者が、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき（脅迫的言辞の有無を問わない）。</p> <p>(8) 入札参加資格者が正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契約、プロポーザル方式を含む。）において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。</p> <p>8 入札参加資格者等が、違約金等県発注工事にかかる債務を滞納しているとき。</p> <p>9 入札参加資格者等が、入札参加資格の確認又は現場施工状況の確認の目的で実施する立入調査並びに建設業法に基づく立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行</p>	<p>9月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>滞納状況が解消されるまで</p> <p>3月</p>
---	---

<p>為をしたとき。</p> <p>10 入札参加資格者又はその役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(経営不振)</p> <p>11 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続を申し立てたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者が会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続を申し立てたとき。</p> <p>(その他)</p> <p>12 その他指名審査会の審議を経て指名停止の措置を必要と認められたとき。</p>	<p>6 月</p> <p>取引再開が確認されるまで 破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで 再生計画の開始決定の確定が確認されるまで 更生手続開始決定の確定が確認されるまで</p> <p>当該認定をした日から 2 4 月以内</p>
--	--

別表第3 暴力団排除に関する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると認められるとき（『奈良県建設工事等暴力団排除措置要綱』の第6に基づき土木部長と刑事部長との間で別途定める「合意書」の第8から第12の手続を行い当該事実が確認されたときをいう。以下同じ）。</p>	<p>12月とし、かつ改善されたと認められるまで。</p>
<p>2 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。</p>	<p>12月</p>
<p>3 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>12月とし、かつ改善されたと認められるまで。</p>
<p>4 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>12月とし、かつ改善されたと認められるまで。</p>
<p>5 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。</p>	<p>12月</p>
<p>6 入札参加資格者が、受注した県発注工事等の施工に際し、暴力団関係者から工事妨害又は不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を知事に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</p>	<p>6月</p>